

仕 様 書

品名	電動ビュレット（自動注入器）	数量	1	納入場所	愛媛県東温市見奈良 1545 番地 4 愛媛県立衛生環境研究所 2 階 水質試験室
----	----------------	----	---	------	---

標記案件の仕様は、次のとおりである。

本装置は次の条件を満たす必要がある。

1 機器及び納入条件

(1) 機器名及び数量等

電動ビュレット（自動注入器） 一式

(2) 使用目的

水道法第 20 条に基づく水道水質検査を実施する地方公共団体の検査機関及び食品衛生法に規定された食品衛生検査施設である愛媛県立衛生環境研究所において、県内食品製造業者及び水道事業団から受託した、製品の製造に使用する水等の水質検査に使用する。

(3) 納入場所

愛媛県東温市見奈良 1545 番地 4 愛媛県立衛生環境研究所 2 階 水質試験室

(4) 納入方法

ア 機器の指定場所へ搬入、据付及び必要な工事、動作確認、調整等は受注者の責任において行うこと。

イ 受注者は、機器の据付状況及び稼働状況が適正であることについて、発注者の検収を受けて合格した後、引き渡すものとする。

(5) 提出書類

機器納入時に次の書類を提出するものとする。

ア 機器取扱説明書

電動ビュレット（自動注入器）の日本語取扱説明書

イ 工場出荷試験成績書

(6) 納期

令和 8 年 3 月 13 日

(7) 保証等

検収後 1 年間を無償保証期間とし、この間の修理・点検への対応は迅速に行うこと。

(8) 教育研修

納入時、担当者に機器の操作を十分習熟可能となるまで教育研修を行うこと。

(9) 疑義等

本仕様書に定めのない事項または疑義については、双方協議の上決定するものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、運用上または社会通念上必要な事項については、充足するものとする。

2 機器の仕様

(1) 電動ビュレット本体

ア ビュレット分解能は、10,000 以上であること。

イ 本体にマグネットスターが接続されていること。

- ウ 交換ユニットとして、10ml 及び 20ml の容量のものがそれぞれ 3 台付属されていること。
- エ マニュアルコントローラーボタンで吐出と充填が操作できること。

(2) その他

- ア 機器の不具合、故障等に対する対応は、原則として専任の技術者が 3 営業日以内に初期対応し速やかに復旧させること。
- イ その他、設置時の性能確認に必要な消耗品を付属すること。

機 器 構 成 表

品 名	電動ビュレット（自動注入器）	納入場所	愛媛県東温市見奈良1545番地4 愛媛県立衛生環境研究所 2階 水質試験室
-----	----------------	------	---

品 名	メ 一 カ 一	規 格 (型 番)	数 量
電動ビュレット（自動注入器）	メトロームジャパン(株)	876 Dosimat plus	1 式

(注) 同等品も可、ただし、仕様確認を要する。